

令和8年度版

危険物講習会資料

絶対に
“起こす”
な!!

眠れる獅子を起こさない、
危険物事故も起こさない。



定期的な点検で事故を起こさない。

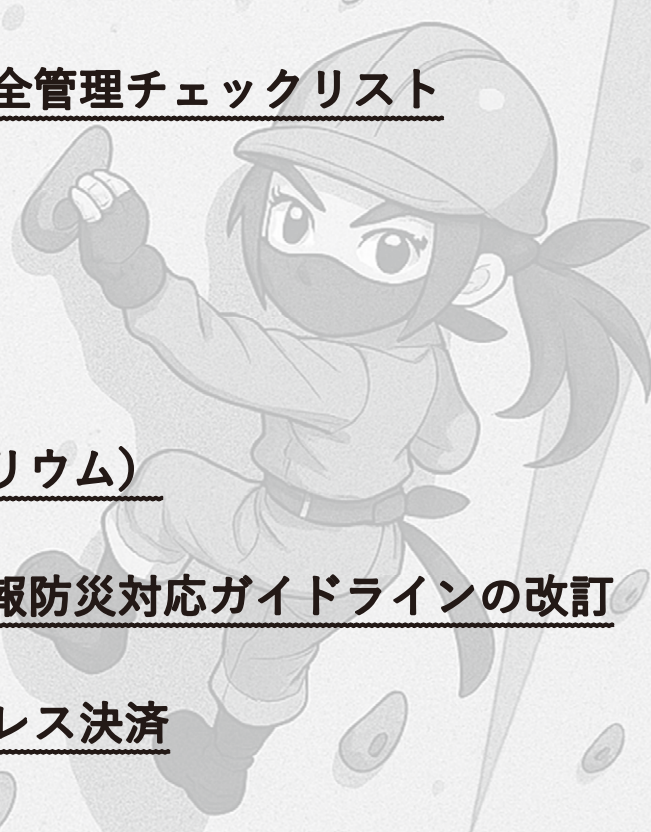
危険物の事故の多数は、施設の老朽化など物的要因で起きています。適切に定期的、日常的に点検を行い、事故を未然に防ぎましょう。危険物施設では1年に1回の定期点検が義務付けられています。

危険物施設でひとたび事故が発生すると、大ケガや命を失うこともあります。マニュアルや作業手順の理由を知り、(Know-Why)、事故防止に努めましょう。

HAL名古屋 CG・デザイン・アニメ4年制学科 グラフィックデザイン専攻 佐々木 凜

名古屋市消防局

目次 INDEX

- P 1 危険物安全週間推進標語 & 重点項目
- P 2 全国及び名古屋市内の危険物施設における事故発生状況
- P 6 名古屋市内の危険物施設等で発生した事故事例（令和7年中）
- P 8 コンタミ事故防止について
- P 10 危険物事故発生時の対応
- P 11 立入検査の結果を踏まえた危険物施設管理のポイント
- P 14 ガソリンスタンドの安全管理チェックリスト
- P 18 定期点検の実施方法等
- P 24 地下貯蔵タンクの点検
- P 25 危険物まめ知識（ナトリウム）
- P 26 南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラインの改訂
- P 27 電子申請・キャッシュレス決済
- P 29 消防署一覧
- 

危険物安全週間推進標語

「つかみ取れ！めざす無事故の頂を」

危険物安全週間重点項目

今年度は、
この4項目です



1

危険物施設の 事故防止対策の推進

危険物施設数は減少傾向にあります
が、令和6年には全国の危険物施設に
おける総事故件数、危険物等の火災及び流
出事故件数は過去最高を更新し、事故件
数に計上されていない破損事案等も多数
発生しています。

皆様の勤める危険物施設と類似した施
設の事故事例を検証し、業種や部門を越
えて情報の共有を図ることで、事業所
の実態や企業の体制に応じた事故防止対策
を推進しましょう。

2

地下貯蔵タンクにおける 安全対策の推進

地下貯蔵タンクには大量の危険物が貯
蔵されている場合が多く、タンク、配管等
が破損すれば大量の危険物が流出する可
能性があります。

また、施設が地下にあることから、危険
物が漏えいしても気づきにくく、その間に
漏えい範囲が拡大するおそれがあります。

毎日の油量確認のほか加圧試験等の定
期点検により、破損等の異常を早期発見
し、災害の未然防止を図りましょう。

3

立入検査結果を踏まえた危険物 施設の適正な維持管理の推進

危険物施設が長期間使用される現状に
おいて、火災や流出等の事故を防止する
ため、消防職員が立入検査を実施し、施設
の維持管理や定期点検の実態等を確認し
ています。

立入検査の結果は「事故を未然に防ぐ
ためのポイント」です。指導事項の意味を
十分理解したうえで、改善に取り組み、継
続的に適法な状態で維持管理する風土を
醸成しましょう。

4

危険物施設における 効果的な点検の推進

危険物施設における火災や流出等の事
故を防止するためには、設備の稼働状況、
定期点検の実施状況を踏まえて、「現行の
点検方法に問題はないか。」「点検内容は適
切か。」等、常に問題意識を持ち、点検の実
効性を向上させることが重要です。

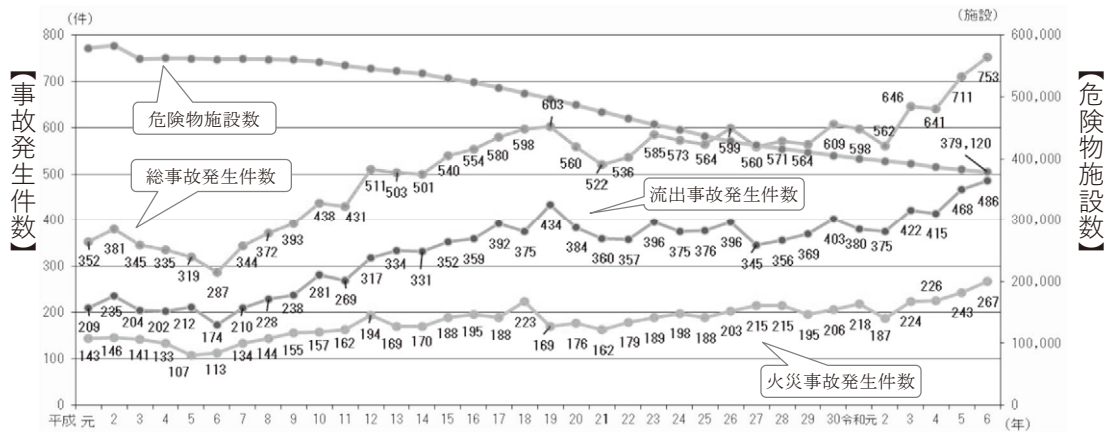
点検を実施する意味を深く理解し、点検
結果を基にどのような行動をすべきかを
適切に判断できるようにしましょう。

全国及び名古屋市内の危険物施設における事故発生状況

全国の危険物施設における事故発生状況

1 危険物施設数及び事故件数の推移

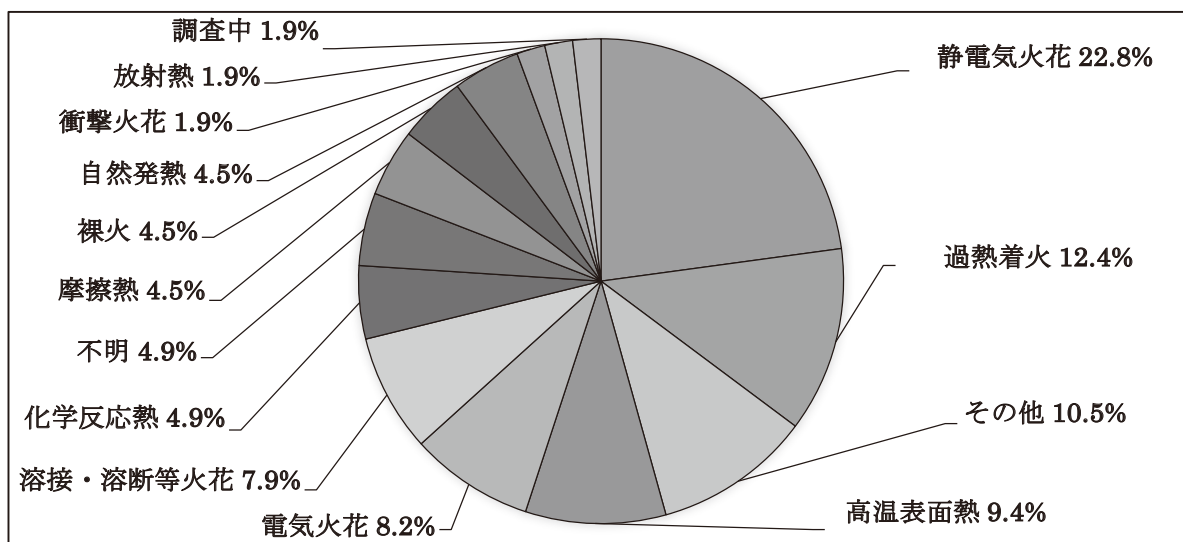
図1 火災・流出事故発生件数及び危険物施設数の推移



全国的に危険物施設数が減少傾向にある一方で、危険物施設の火災・流出事故の件数は平成6年頃を境に増加傾向に転じ、その傾向は続いています。総事故発生件数は前年をさらに大きく上回る結果となりました。

2 令和6年中の全国で発生した火災事故について

図2 危険物施設における火災事故の着火原因割合 (全267件)



令和6年中に発生した危険物施設における火災事故件数は267件で前年と比べて24件の増加となりました。その被害は死者1名、負傷者50名、損害額45億573万円（火災事故一件当たり1,688万円）となっています。

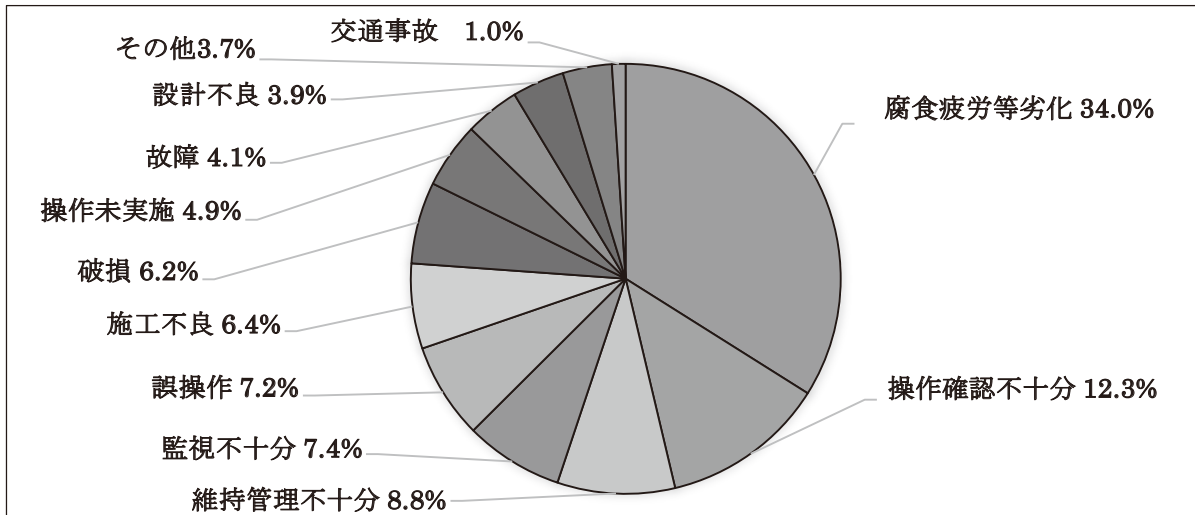
主な着火原因としては、「静電気火花」が61

件で最も多く、次いで「過熱着火」が33件、「高温表面熱」が25件と続いています。

また、危険物施設以外では10件発生しており、無許可施設で7件（電気火花等）、危険物運搬中で3件（高温表面熱等）となっています。

3 令和6年中の全国で発生した流出事故について

図3 危険物施設における流出事故の発生原因割合（全486件）



令和6年中に発生した危険物施設における流出事故件数は486件で前年と比べ18件増加しました。その被害は死者1名、負傷者40名、損害額4億2,422万円（流出事故一件当たり約87万円）でした。

主な発生原因は、「腐食疲労等劣化」が165件で最も多く、次いで「操作確認不十分」が

60件、「維持管理不十分」43件、「監視不十分」36件と続いています。

危険物施設以外では、危険物運搬中で8件発生しており、「操作未実施」（3件）、「維持管理不十分」（2件）、「破損」（2件）などとなっています。

4 まとめ

全国の危険物施設の火災事故と流出事故の件数を合わせた総事故件数において、令和5年中の件数、令和6年中の件数と2年連続で、過去最高の件数を更新する結果となりました。

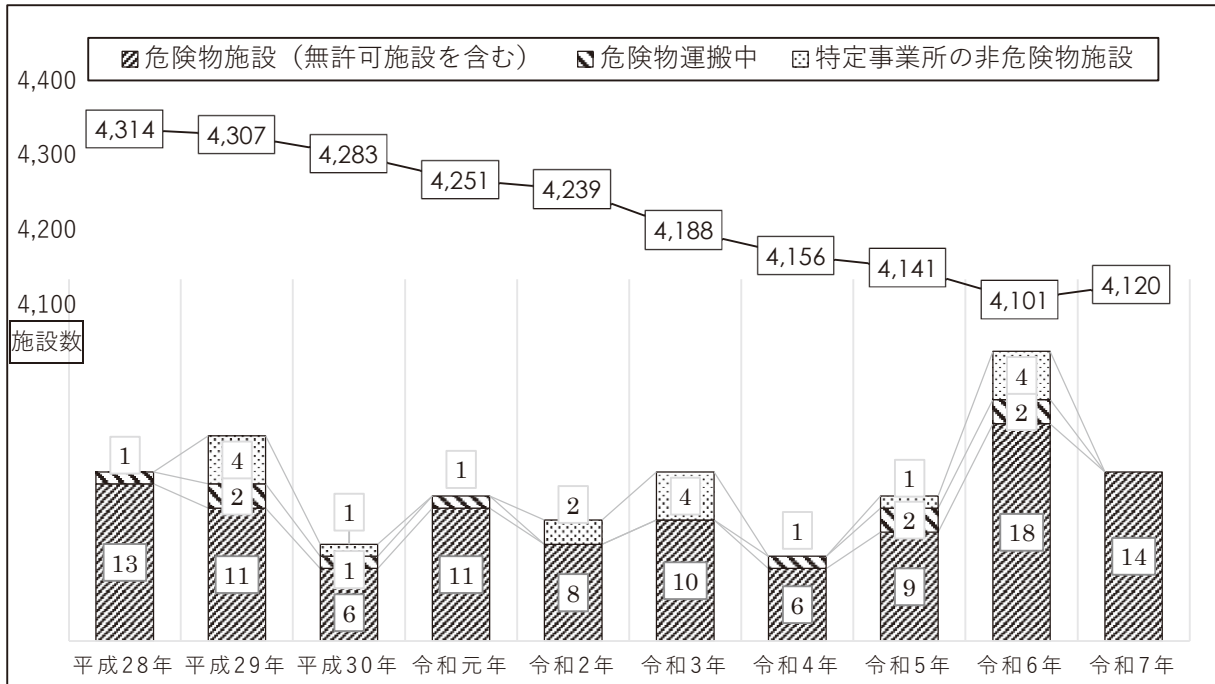
火災事故と流出事故を比較すると、前年とは異なり、火災事故件数の増加割合が高くなっており、発生原因は「静電気火花」が最も多くなっています。また、火災事故の発生原因では人的要因に分類される「維持管理不十分」、「操作確認不十分」などが半数を占めています。人的要因による事故を防ぐため、職場ごとに決められた作業手順などが、なぜそのようになっているのかを理解する「Know Why」について、改めて確認をし、教育を徹底する取組みをお願いします。



名古屋市内の危険物施設等における事故発生状況（令和7年中）

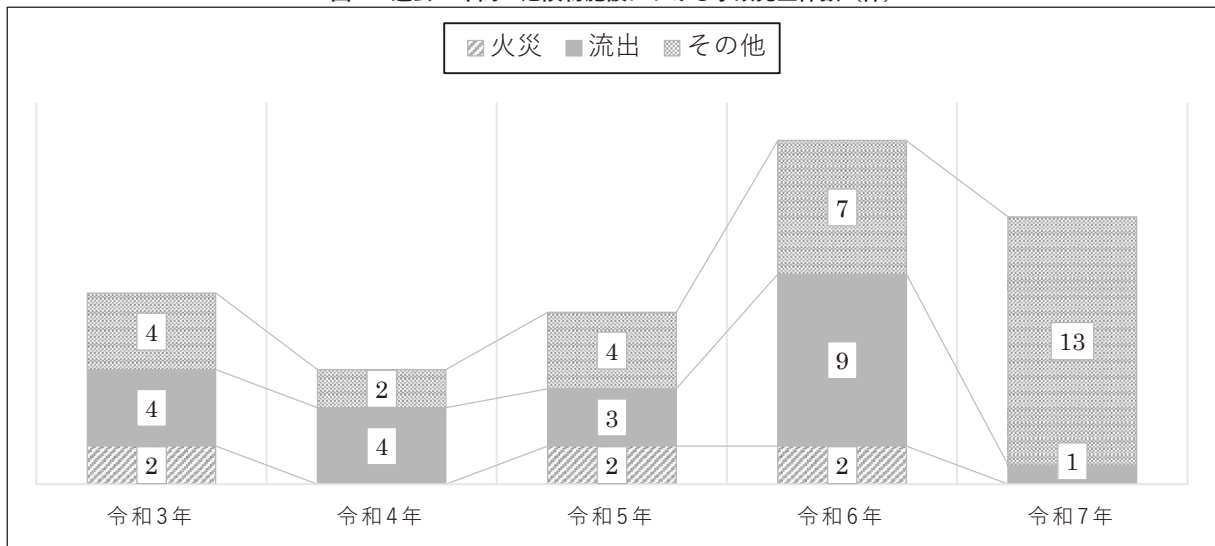
1 危険物施設数と危険物に係る事故件数の経過

図1 危険物施設等の事故発生件数推移及び危険物施設数推移



2 危険物施設における事故の件数について

図2 過去5年間の危険物施設における事故発生件数（件）

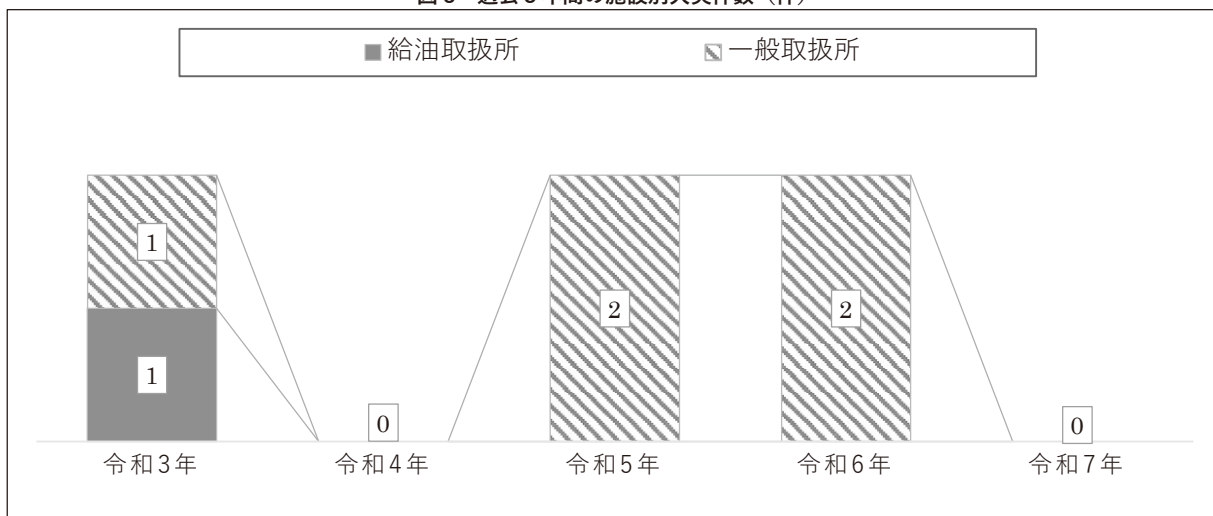


名古屋市において令和7年中に発生した危険物施設における事故は14件、危険物運搬中及び非危険物施設の事故はともに0件でした。14件の内訳は、火災が0件、流出が1件、その他が13件で、前年と比べると4件の減少となりました。

令和6年中の危険物施設における事故件数は、一旦増加したものの、令和7年中の件数は減少しました。14件という事故件数は、近年の傾向から見れば多い件数ですが、その中でも火災の発生はなく、流出も1件と過去5年間では最も少ない件数となりました。

3 危険物に係る火災事故について

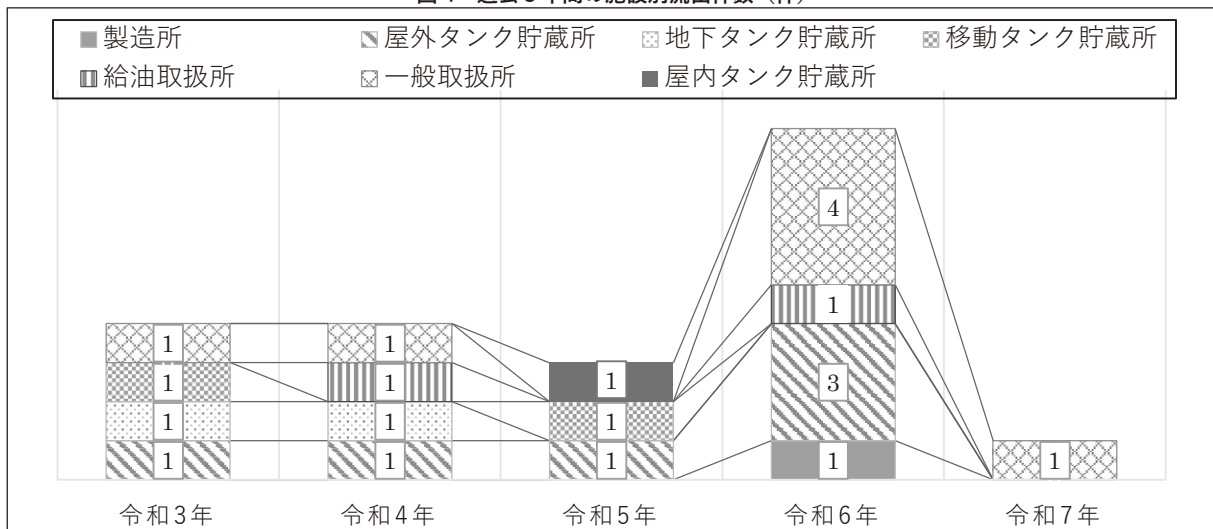
図3 過去5年間の施設別火災件数（件）



令和7年中の危険物施設等における火災は0件で、前出のとおり全国統計では増加していますが、市内では発生しませんでした。

4 危険物に係る流出事故について

図4 過去5年間の施設別流出件数（件）

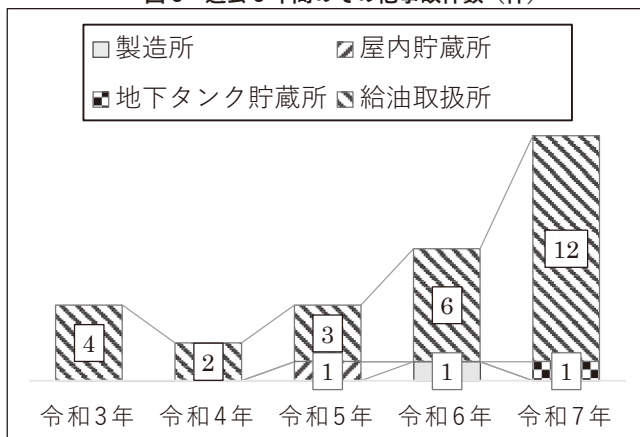


令和7年中の危険物施設等における流出事故は1件（一般取扱所）で、前年の9件から大きく減少しました。

火災及び流出事故以外のその他事故は13件で、前年と比べ6件の増加となりました。給油取扱所12件のうち10件は、車両の運転操作ミスなどにより計量機へ衝突するなどの破損事故でした。

また、地下タンク貯蔵所及び給油取扱所で地下貯蔵タンク本体の一部が破損する事故がありました（危険物の漏洩なし）。

図5 過去5年間のその他事故件数（件）



名古屋市内の危険物施設等で発生した事故事例（令和7年中）

一般取扱所の流出事故

事故概要

移動タンク貯蔵所に再生油を充填しようとしたが機器の不調により充填できなかったため、ローディングアームを収納し、従業員が制御盤による関連機器のスイッチの切替などの点検作業を行っていた。点検作業を進めていると、ポンプが起動し送液されてしまい、収納しているローディングアームから漏洩してしまった。

事故原因 【 操作確認不十分 】

ポンプの停止スイッチを押したと思い込み、制御盤による関連機器のスイッチの切替などの点検作業を行ってしまった。

再発防止対策

- 送液されなかった原因と思われる手元マグネットスイッチの交換。
- 誤操作をしないよう、制御盤内の制御プログラムを再検討。
- 協力会社への今回の事案に対する共有及び異常発生時の対応の再教育。
- 異常事態発生時のため、手順書を作成し、制御盤内に設置。



↑ 流出した油の回収状況



↑ 漏洩箇所

地下タンク貯蔵所の破損事故

事故概要

地下貯蔵タンクの漏れの点検（圧力点検）を実施したところ、検知層の圧力変動値に異常が確認された。

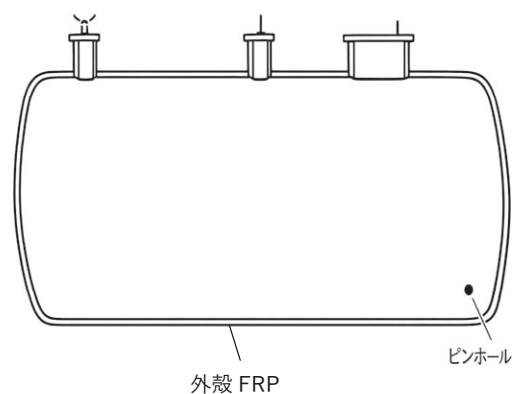
後日実施した再点検においても結果が同様であり、貯蔵量の減少がないため、外殻破損と判断した。

事故原因 【 破損 】

発生の原因については調査中。

今後の対応

- タンク破損箇所を特定し、外殻の補修工事を行う
- 故障中の漏洩検知装置については、直ちに取替えを行う。



↑ 破損イメージ図

給油取扱所の破損事故

事故概要

顧客の車両が給油を行った後、発進した際にハンドル操作を誤り、車両右後方を計量機に接触させたもの。

接触により計量機のノズル受け、ノズルに傷や凹みが発生した。

事故原因 【 破損 】

ハンドル操作を誤り、オーバーハングにより車両右後方を接触させた。

なお、運転手はそのまま立ち去った。

再発防止対策

■日頃からアルバイト従業員も含め危険要因を話し合い、必要に応じて車両誘導を適切に実施するなど、保安教育を徹底する。

※令和7年中に本事案と同様の事故が多発しているため、顧客への注意喚起及び従業員への教育に取り組んでください。



↑ 計量機破損状況



↑ 破損したノズル

給油取扱所のコンタミ事故

事故概要

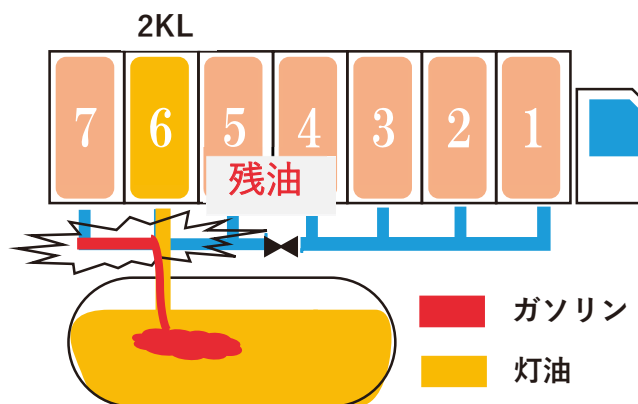
行政機関が立入検査を実施し、油種の簡易検査を実施したところ、灯油の引火点が38度と結果が出たことにより他油種の混入が発覚した。当該灯油を延べ98人の顧客に対して、2,839L販売したものを。

事故原因 【 推定 】

別事業所で荷卸したガソリンが配管内に残存した状態で、給油取扱所において灯油を荷卸したため、灯油を貯蔵する地下貯蔵タンクにガソリンが混入したと推定する。(詳細は「コンタミ事故防止について」を参照)

再発防止対策

■詳細は「コンタミ事故防止について」を参照



↑ コンタミ原因の推定図

コンタミ事故防止について

令和7年2月、名古屋市内のガソリンスタンドにおいて、ガソリンが混入したおそれのある灯油を顧客に販売した事案が発生しました。

何らかの原因により灯油の地下貯蔵タンクにガソリンが混入し、顧客98人に灯油2,839リットルを販売してしまいました。

幸いにも1人の顧客を除き、ガソリンが

混入したおそれのある灯油を回収することができ、大事故に至りませんでした。

ガソリンが混入した灯油を使用すると、火災が発生する危険性が極めて高く、重大な事故につながる恐れがあります。

事業者の皆様におかれましては、ガソリンが混入した灯油の危険性を十分に理解し、コンタミ事故防止に努めてください。

1 なぜ、ガソリンが混入した灯油を使用すると危険なの？

灯油にガソリンを混入させた場合、「大きく変化する性質」のひとつが『**引火点**』です。引火点とは、火を近づけたときに着火して燃焼する最低液温のことです。灯油（引火点：45.5℃）にガソリン（引火点：-40℃以下）を任意の割合で混合すると下表のように引火点が変わっていき、**わずか3%のガソリンが混入するだけで常温でも着火するほど引火点が下がります。**



【灯油とガソリンを混合した時の引火点の変化】

※名古屋市消防研究室（当時）測定結果

ガソリン混合比率(%)	0%	1%	2%	3%	4%	5%	10%	15%	40%	60%	100%
引火点(℃)	45.5	30.6	23.6	16.9	10.2	3.5	-9.1	-16.7	-25以下	-25以下	-40以下



石油ストーブにガソリンを誤給油して使ったために、ストーブから大きな炎が立ち上がった事故の再現映像は[コチラ](#)
情報提供：nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)



2 コンタミ事故原因

地下貯蔵タンクの構造上の不備やローリーからの荷卸し作業上の問題は確認できませんでしたが、現場環境や運用条件が事故の引き金になった可能性があります。

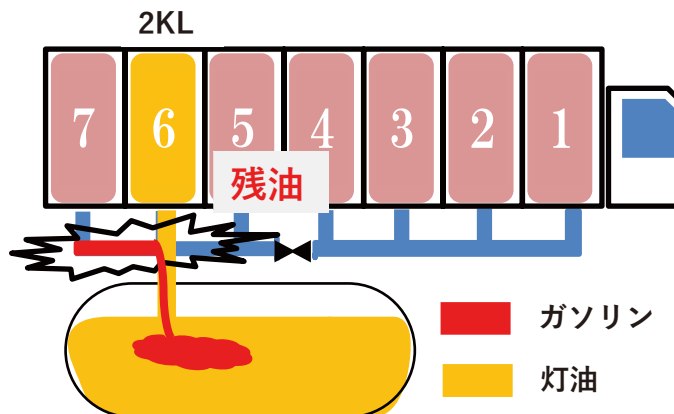
① 荷卸し場所が傾斜地であったこと

ガソリンスタンドに荷卸しする前に別事業所でガソリン等を荷卸ししており、敷地内が傾斜地であったことを確認しています。そのため、荷卸し後のローリー配管内の残油を完全に絞り切れず（除去できず）、若干量のガソリンがあったと推定します。（**後絞り不足**）

さらに、ガソリンスタンドの敷地も傾斜地であり、ローリーを給油口に接車すると車両が傾斜するため、荷卸し前に配管内の残油を絞り切れなかったと推定します。

(前絞り不足)

したがって、別事業所とガソリンスタンド敷地内の傾斜がコンタミ事故の一因であると考えられます。



今後の対策

- ・給油口付近の傾斜状況を確認し、事業所敷地内の傾斜に応じた最適な接車を行うよう、各運送会社に対し情報共有する。
- エアサス稼働や必要に応じて台木を使用することで、ローリーの傾斜を補正し、平坦な状態にして絞り作業を行う。(配管に残油がない状態にする)
- ・エアサス、台木使用の実施管理を行うため、荷卸安全確認書に実施有無の記載をする。
- ・上記内容を各給油取扱所にも周知、教育する。

②小ロット配送による影響

通常は1回あたり4,000L程度の配送をしていますが、今回は2,000L程度の小ロット配送(少量の配送)をしていました。1回の配送が小ロットである場合、配管内に付着し、残留している油の影響を通常よりも大きく受けやすくなります。その結果、わずかな残油が混入しただけでも、引火点が低下する可能性が高まります。

以上の理由から、小ロット配送も引火点低下の一因となった可能性があると考えられます。

今後の対策

配送量を通常(4,000L程度)以上とし、引火点が低下するリスクを下げる。

3 コンタミ事故防止のために

各社や業界団体において、コンタミ事故防止に向けた取り組みが行われていますが、いまだに事故は発生しています。

給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業については、火災や流出事故の発生を防止するため、給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者が相互に立会い、適切な手順に従って作業を行うことが必要です。

荷卸し時※における立会いを行う際に確認すべき点や手順といった基本的事項については、「給油所におけるローリー荷卸し時の安全対策基本マニュアル」を参考としてください。

※単独荷卸しは除く



危険物事故発生時の対応

もし、危険物の事故が発生したら・・・

危険物事故発生時の対応は大きくわけて以下の4つの事項があります。

速やかに初動対応を行い、被害拡大を防ぎましょう。

応急措置

- ▶ 施設の緊急停止
- ▶ 流出した危険物の拡散防止
- ▶ 流出した危険物の除去
- ▶ 初期消火（火災の場合）



通報(119)

以下の内容を伝達してください。

- ▶ 事故種別（火災、爆発、漏洩）
- ▶ 発生場所
- ▶ 負傷者の有無
- ▶ 応急措置の状況
- ▶ 流出した物質の名称、性状等



危険物事故発生

負傷者救護

- ▶ 負傷者を安全な場所まで搬送し、状況に応じた応急手当を実施。
- ▶ 倒れている負傷者の周囲に毒性の蒸気等が滞留している恐れがあるため安全確認し、保護具等を着用した上で救護にあたる。



消防隊への情報提供

- ▶ 自衛防災組織の活動状況
- ▶ 負傷者の有無
- ▶ 流出した危険物の性状伝達
(SDSを渡すとよい)

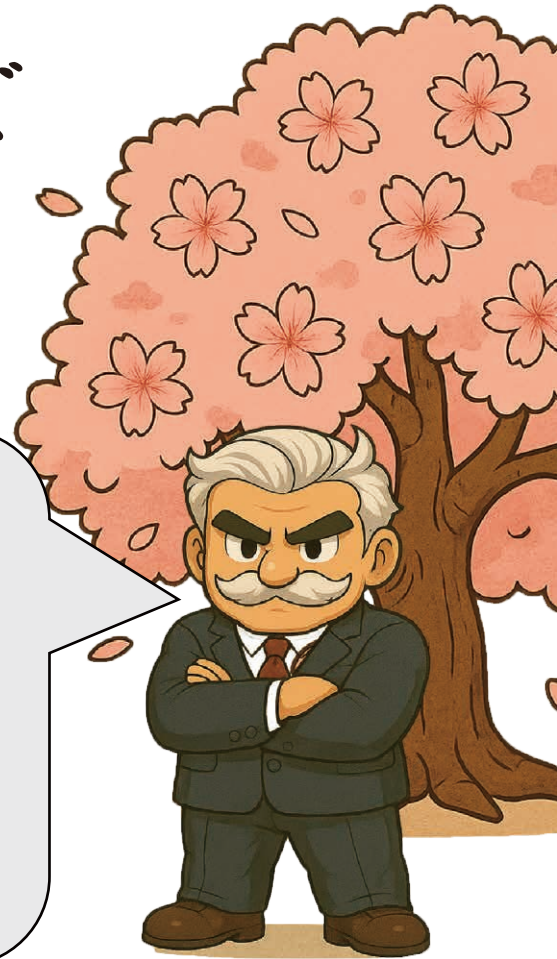


皆様へお願い

- ▶ 危険物施設における事故等の応急措置と通報については**消防法**、石油コンビナート等特別防災区域内における異常現象発生時の通報と必要な措置については**石油コンビナート等災害防止法**で義務付けられています。事故が起きたときは速やかな通報をお願いいたします。また、判断に迷った場合は消防署へ相談してください。

全ての紳士淑女に告ぐ 危険物施設よ、 適正であれ・・・

私は消防一筋 40 年のベテラン
消防官、**威厳**^{いげん}**有吉**^{ありよし}です。
主な仕事は、名古屋市内の
様々な場所に趣き、**火災予防**につ
いて説くことです。特に**危険物**
施設に関しては、**一定の知識**を
有していると自負しております。



^{いげん} ^{ありよし}
威厳 有吉

威厳をもって伝えたいときはフォントが変わる癖がある



趣味は川柳

某サラリーマン川柳大会にて3回ほ

ど入選経験有

危険物施設は通常の建築物より
厳しく取り締まらなければならず、
不備事項はどうしても見逃す
ことができません。

この場をお借りして、**最近の立**
入検査の際の**代表的な不備指**
摘事項をお伝えします。

どうか皆様、**安心安全**への道
を一緒に歩もうじゃありませんか。

誰がこの施設の危険物取扱者なのか、という確認も踏まえて管理してください。



【保安講習の未受講】

危険物施設において危険物を取り扱うためには危険物取扱者の免状が必要ですが、原則3年に1回危険物取扱作業の保安に関する講習を受講しなければなりません。

危険物に関する定期的に受講することが大切です。忘れずに受講するようにお願いします。

保安講習

受けていないと

不安講習



結局大事なのは整理整頓の心がけなんです。



【不要な物品の放置】

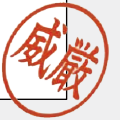
火災発生時に燃え移る可能性があること、発火源になりうることから、ごみや危険物施設に関連のない物品は、置かないでください。

また、事前に許可・届出がされていない、または許可・届出された量以上の危険物が設置されていることも散見されます。危険物施設の整理整頓を徹底してください。

置かないで

空き缶空きビン

不要物品



消火器が旧規格のままだったり、壊れていたりします。



【定期点検の未実施】

定期点検未実施による確認不足などから、危険物施設に必要な設備が壊れていたり、無くなっていたりと適切に維持されていないことに気づいていない状態が見受けられます。

なぜ点検すべきなのか、この施設に何が必要なのか理解し、効果的な点検を実施いただくようお願いします。

見逃すな

古びた消火器

古い消火器



【移動タンク貯蔵所等

の立入検査の結果(R7)】



実施場所	実施場所数	移動タンク貯蔵所						危険物運搬車両	
		実施車両数		不適合車両数				実施車両数	不適合車両数
		市内	市外	市内	市外	無許可車両数	市内		
道路上	5	10	8	2	4	0	0	2	0
常置場所	7	17	0	5	0	0	0	0	0
危険物の積卸し場所	10	8	5	0	1	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	22	35	13	7	5	0	0	2	0

タンクローリーでも、安全のために意識すべきことは、他の危険物施設と同じなのです。



主な不備事項

- ・接地導線の不良
- ・保安講習未受講
- ・消火器の未設置

ちよつと待て
走り出す前
小点検



全ての紳士淑女に告ぐ

我々消防のみの力では、安心安全への道を歩むことできません。

皆様の協力が不可欠なのです。



安全は
みんなで作る
歩むもの



ガソリンスタンドの安全管理チェックリスト

市民生活に直結しているガソリンスタンドは、日頃から安全性が確保されていなければならない危険物施設です。そこで、事業者の皆様により一層の安全管理にご協力いただくよう、以下のようなチェックリストを作成しました。毎日の定期点検や従業員の方の教養などにご活用いただき、今一度ガソリンスタンドの安全管理に関してご確認いただくようお願いいたします。



<チェックリスト>

項目	確認事項
危険物取扱者について	<input type="checkbox"/> 営業時間中、危険物取扱者が1名以上確保される勤務体制となっているか <input type="checkbox"/> 保安講習を期限内に受講しているか
保安教育について	<input type="checkbox"/> 予防規程に定める保安教育が適正に実施されているか <input type="checkbox"/> 保安教育に関する年間計画が作成されているか <input type="checkbox"/> 教育の内容及び回数は、予防規程で定めるとおりか <input type="checkbox"/> 保安教育の記録が保存されているか <input type="checkbox"/> 取り扱う危険物の基本的性質、危険性を知っているか <input type="checkbox"/> 従業員は危険物を収納する容器の基準を知っているか
消防訓練について	<input type="checkbox"/> 予防規程に定める消防訓練が適正に実施されているか <input type="checkbox"/> 消防訓練に関する年間計画が作成されているか <input type="checkbox"/> 訓練の内容及び回数は、予防規程で定めるとおりか <input type="checkbox"/> 消防訓練の記録が保存されているか <input type="checkbox"/> 消防訓練を受けていない従業員はいないか
危険物の荷卸しについて	危険物の荷卸しは適正に実施されているか 非単独荷卸し <input type="checkbox"/> 荷卸し時に、給油取扱所の危険物取扱者が立会い、荷卸しする油種、荷卸し量、地下タンク残量を確認しているか <input type="checkbox"/> 給油取扱所の危険物取扱者がタンクローリーのハッチ別の油種、容量を確認しているか 単独荷卸し <input type="checkbox"/> 単独荷卸しを実施している給油取扱所では、ドライバーに対する緊急時の対応要領は掲示されているか <input type="checkbox"/> 単独荷卸しを実施している給油取扱所では、単独荷卸しに係る教育を実施しているか

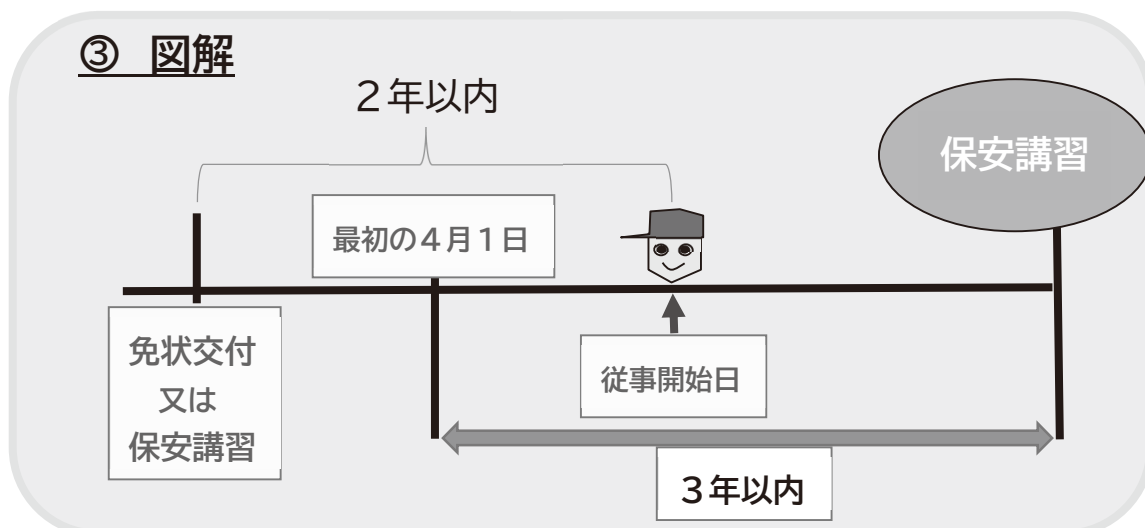
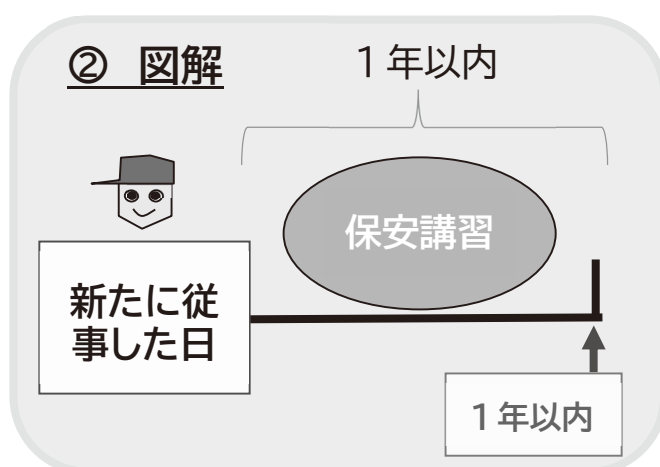
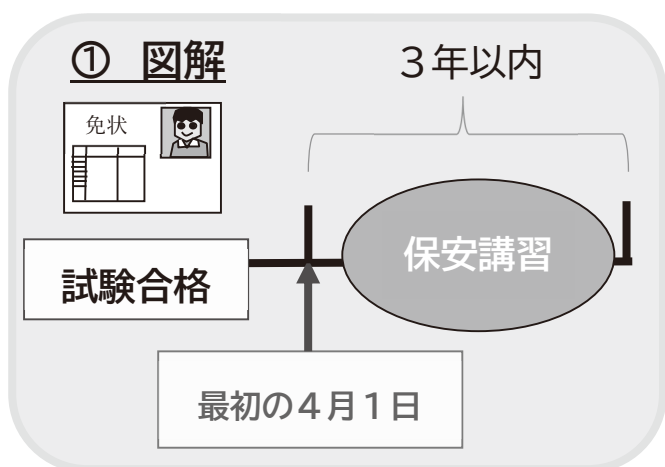
<p>事故発生時の対応について</p>	<p>事故発生時に、適正な対応をとることができるか</p> <p><input type="checkbox"/>従業員は火災その他事故発生時の任務（通報、初期消火、避難誘導等）を把握しているか</p> <p><input type="checkbox"/>コンタミ発生時の対応は教育されているか</p>
<p>施設等管理について</p>	<p>給油取扱所の施設は適正に管理されているか</p> <p><input type="checkbox"/>予防規程で定める駐車スペースが白線等で明示されているか</p> <p><input type="checkbox"/>給油取扱所内及びその周辺は整理・清掃に努め、放火されやすい不要な物件を放置していないか</p> <p><input type="checkbox"/>油分離装置の水が減少していないかまた、砂等が大量に堆積していないか</p> <p><input type="checkbox"/>喫煙は、定められた場所で行うようになっているか、また、吸殻は適切に処理されているか</p> <p><input type="checkbox"/>危険範囲内で防爆機器以外の電気設備の使用はないか</p>
<p>危険物施設の点検について</p>	<p>危険物施設の点検は適正に実施されているか</p> <p>毎日点検</p> <p><input type="checkbox"/>点検は毎日実施されているか</p> <p><input type="checkbox"/>点検記録は保存されているか</p> <p>定期点検</p> <p><input type="checkbox"/>一年に一回以上実施されているか</p> <p><input type="checkbox"/>点検内容は適正か</p> <p><input type="checkbox"/>点検記録は適正に保存されているか（保存期間3年）</p>
<p>屋外での物品販売等について</p> <p>※タイヤ等を展示するラック等で容易に移動できるものを除く</p>	<p>屋外での物品販売等は適正に行われているか</p> <p><input type="checkbox"/>防火塀の周辺で物品の展示等をしている場合は、物品等を防火塀以上の高さに積み重ねていないか</p> <p><input type="checkbox"/>物品等の展示場所が人や車両の通行に支障を生じていないか</p> <p><input type="checkbox"/>屋外での物品販売等を行う旨、消防署に届出しているかまた、届出のとおりとなっているか</p> <p><input type="checkbox"/>屋外での物品販売等に関する内容を予防規程に明記してあるか</p> <p><input type="checkbox"/>注入口付近で物品販売等を行う場合は容易に移動できる又は荷卸しに必要な空間を確保しているか</p> <p><input type="checkbox"/>消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品等を展示していないか</p>
<p>セルフスタンドの運営について</p>	<p>セルフスタンドの運営管理は適正に行われているか</p> <p><input type="checkbox"/>セルフスタンドでは、監視者の名前が表示されているか</p> <p><input type="checkbox"/>給油許可をする前に下記の内容を確認しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車のエンジン停止、窓及びドアが閉まっているか ・静電気除去をしているか ・給油作業を終始一人で行っているか

	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客以外の同乗者が給油口付近にいないか <input type="checkbox"/>監視モニタ・インターフォン・放送設備は適正に機能するか <u>可搬式の制御機器を設けている場合は下記によること</u> <input type="checkbox"/>変更許可申請により設置されたものか <input type="checkbox"/>予防規程に可搬式の制御機器の使用に関する内容を明記しているか <input type="checkbox"/>適切な場所へ移動する等、見える位置から給油許可を行っているか <input type="checkbox"/>室内等に新たにビーコンを設置し、見えない位置から給油許可が可能となっていないか <input type="checkbox"/>肩掛け紐付きカバー等により落下防止措置を講じているか <input type="checkbox"/>固定給油設備や出入口付近等の適切な場所に消火器を配置しているか <input type="checkbox"/>可搬式の制御機器による給油許可に関する教育・訓練を実施しているか
<p>地下貯蔵タンク等の漏れ点検について</p>	<p>地下貯蔵タンク等の漏れ点検が適正に実施されているか</p> <p>危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則(平成 15 年総務省令第 143 号)の附則(以下、「附則」という。)第 3 項第 1 号又は第 2 号の適用を受け、漏れの点検の期間を 3 年に 1 回以上に延長している給油取扱所</p> <p>① 附則第 3 項第 1 号の適用を受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>漏えい検査管による点検は週に 1 回以上実施されているか <input type="checkbox"/>漏れ点検は適正に実施されているか(点検をした日から 3 年経過する日の月末日までの間に 1 回以上) <input type="checkbox"/>点検記録は適正に保存されているか(保存期限 3 年) <p>② 附則第 3 項第 2 号の適用を受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>在庫管理に関する必要な事項の計画の作成及びその旨の届出はされているか <input type="checkbox"/>在庫管理の点検記録表が適正に記録・保存されているか <input type="checkbox"/>漏れ点検は適正に実施されているか(点検をした日から 3 年経過する日の月末日までの間に 1 回以上) <input type="checkbox"/>計画届出書に定める「在庫管理に従事する者の職務及び組織」に書かれているものが在庫管理を行っているか <input type="checkbox"/>計画届出書に定める「在庫管理に従事する者に対する教育」が実施されているか <p style="text-align: center;">(上記以外の地下貯蔵タンクにあつては、点検期間を確認し、漏れ点検が適正に行われていることを確認すること (タンクの構造等により 1 年に一回以上又は 3 年に一回以上必要))</p>

ガソリンの詰替え販売について	<p>ガソリンの詰替え販売は適正に行われているか</p> <p><input type="checkbox"/>顧客の本人確認を行っているか（運転免許証等公的機関が発行する写真付きの証明書）</p> <p><input type="checkbox"/>使用目的の確認を行っているか</p> <p><input type="checkbox"/>販売記録の作成を行っているか</p> <p><input type="checkbox"/>セルフスタンドにおいて、顧客自らが容器等に詰替えを行っていないか</p> <p><input type="checkbox"/>消防法に適合した容器であることを確認しているか</p>
----------------	--

保安講習の受講期限について

- ① 継続して危険物の取扱作業に従事している場合は保安講習を受けた日以後における最初の4月1日から **3年以内**に受講しなければなりません。
- ② 危険物の取扱作業に従事していなかった者が、新たに従事することとなった場合は、**従事することとなった日から1年以内**に受講しなければなりません。
- ③ 危険物の取扱作業に従事していなかった者が、新たに従事することとなった日の**過去2年以内**に危険物取扱者の免状の交付を受けている場合又は保安講習を受けている場合は、免状交付日又は講習受講日以後における最初の4月1日から **3年以内**に受講しなければなりません。



定期点検の実施方法等

危険物施設等における点検・整備の実施について

1 定期点検とは

危険物施設のうち下表に示すものは、日常的な点検を行うほかに1年に1回以上の定期点検の実施と、その記録の保存が消防法で義務付けられています。

定期点検を実施する際は、施設の位置、構造及び設備等を点検項目ごとに確認し、不備や異常があれば速やかに改善してください。

区分	定期点検が必要な施設	点検時期	点検事項 及び 点検実施者	点検記録 保存年数
製造所	①指定数量の倍数が10以上のもの ②地下貯蔵タンクを有するもの	1年に1回以上	○点検事項 危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に対する適合性について(所定の点検表の点検項目による) ○点検実施者 次のいずれかの者 ・危険物取扱者 ・危険物施設保安員 ・危険物取扱者以外の者(危険物取扱者の立会いを受ける場合に限る)	3年(移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る点検記録は10年)
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が150以上のもの			
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が200以上のもの			
地下タンク貯蔵所	すべて			
移動タンク貯蔵所	すべて			
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が100以上のもの			
給油取扱所	地下貯蔵タンクを有するもの			
移送取扱所	特定移送取扱所以外のもの			
一般取扱所	①指定数量の倍数が10以上のもの(容器詰替えの一部を除く) ②地下貯蔵タンクを有するもの			

2 定期点検の実施状況の確認

定期点検の実施状況は、消防職員が立入検査等の機会に確認します。点検項目の確認漏れや覚知した不備の未改善箇所等がないようにしてください。

また、移動タンク貯蔵所の定期点検記録表については、常時、車両に積載する義務(3年分)があります。車両には原本を、事務所には写しを保管するようにしてください。

3 自主点検のお願い

定期点検が義務付けられていない危険物施設等についても、ひとたび火災等が発生すれば周囲への影響が大きいことから、自主的な点検により消防法令等に適合するよう施設の維持管理をお願いします。

定期点検記録表と点検表の記載例について

< 定期点検記録表の記載例 >

製造所等定期点検記録表（積載式移動タンク貯蔵車）

製造所・貯蔵所・取扱所のいずれかを記入する。

事業所名	消防石油（株）中給油所		
所在地	名古屋市中区丸の内三丁目1番1号消防石油（株）中給油所		
設置許可書、設置完成検査済証を見て記入する。	製造所等の区分	取扱所	
	設置許可年月日・番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ・ 第〇〇〇〇〇〇号	
	完成検査年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	施設名又は呼称番号	給油取扱所	
最も新しい情報を記入する。	危険物の類別、品名（品目）、最大貯蔵量又は最大取扱量、倍数	第四類 第一石油類（200L）	30,000L 150倍
		第四類 第二石油類（1,000L）	20,000L 20倍
		第四類 第三石油類（2,000L）	1,000L 0.5倍
		第四類 第四石油類（6,000L）	400L 0.06倍
点検実施者	危険物取扱者	所属	消防石油（株）中給油所
		氏名	店長 消防 一郎
	危険物施設保安員	所属	
		氏名	
危険物取扱者が自分で点検した場合に記入する。	上記以外の者	会社名	
		所属	
	立会危険物取扱者	氏名	
		免状の区分	免状番号
危険物取扱者以外の者が点検した場合に記入する。	立会危険物取扱者	所属	
		氏名	
点検年月日	令和 8 年 5 月 15 日	保存期限	令和 11 年 5 月 14 日

点検に立ち会った危険物取扱者の氏名等を記入する。

保存期間は点検年月日から3年間。

< 定期点検記録表の記載例 >

別記 8 - 1

給油取扱所（屋外）点検表

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
空地等	空地	障害物件の有無	目視	○	
	地盤面	周囲地盤との高低差の適否	目視		
		亀裂、損傷等の有無	目視		
	排水溝、油分離装置	亀裂、損傷等の有無	目視		
滞油、滞水、土砂等の堆積の有無		目視			
防火堀		亀裂、損傷、傾斜等の有無	目視	○	
建築物等	壁、柱、床、はり、屋根	亀裂、損傷等の有無	目視	×	変更許可申請中 (R8.5.13)
	防火戸	変形、損傷の有無及び閉鎖機能の適否	目視	○	
	看板等	固定の適否及び傾斜等の有無	目視		
専用タンク・廃油タンク等	上部スラブ	亀裂、崩設、不等沈下の有無	目視		
	タンク本体	漏えいの有無	*注 1		
	通気管	位置、固定の適否	目視	○	
		腐食、損傷の有無	目視	○	
		引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視	⊗	目づまり補修済 (R8.5.16)
	可燃性蒸気回収弁	損傷の有無	目視		
	液量自動表示装置	損傷の有無	目視	○	
		作動状況及び指示の適否	目視	○	
	計量口	蓋の閉鎖状況	目視	○	
		変形、損傷の有無	目視		
	漏えい検査管	変形、損傷、土砂等の堆積の有無	*注 2		
	漏えい検知装置 (二重殻タンク)	損傷の有無	目視		
		警報装置の機能の適否	作動確認		
	注入口	変形、損傷の有無	目視	○	
接地電極損傷の有無		目視	○		
接地抵抗値の適否		接地抵抗計による測定	○	85 Ω (R8.5.15)	
注入口ピット	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視	○		
	油種別表示の有無	目視	○		
簡易	タンク本体	漏えいの有無	目視		
		固定の適否、塗装状況及び腐食、損傷の有無			

点検の結果、不備が無い場合、○を記入する。

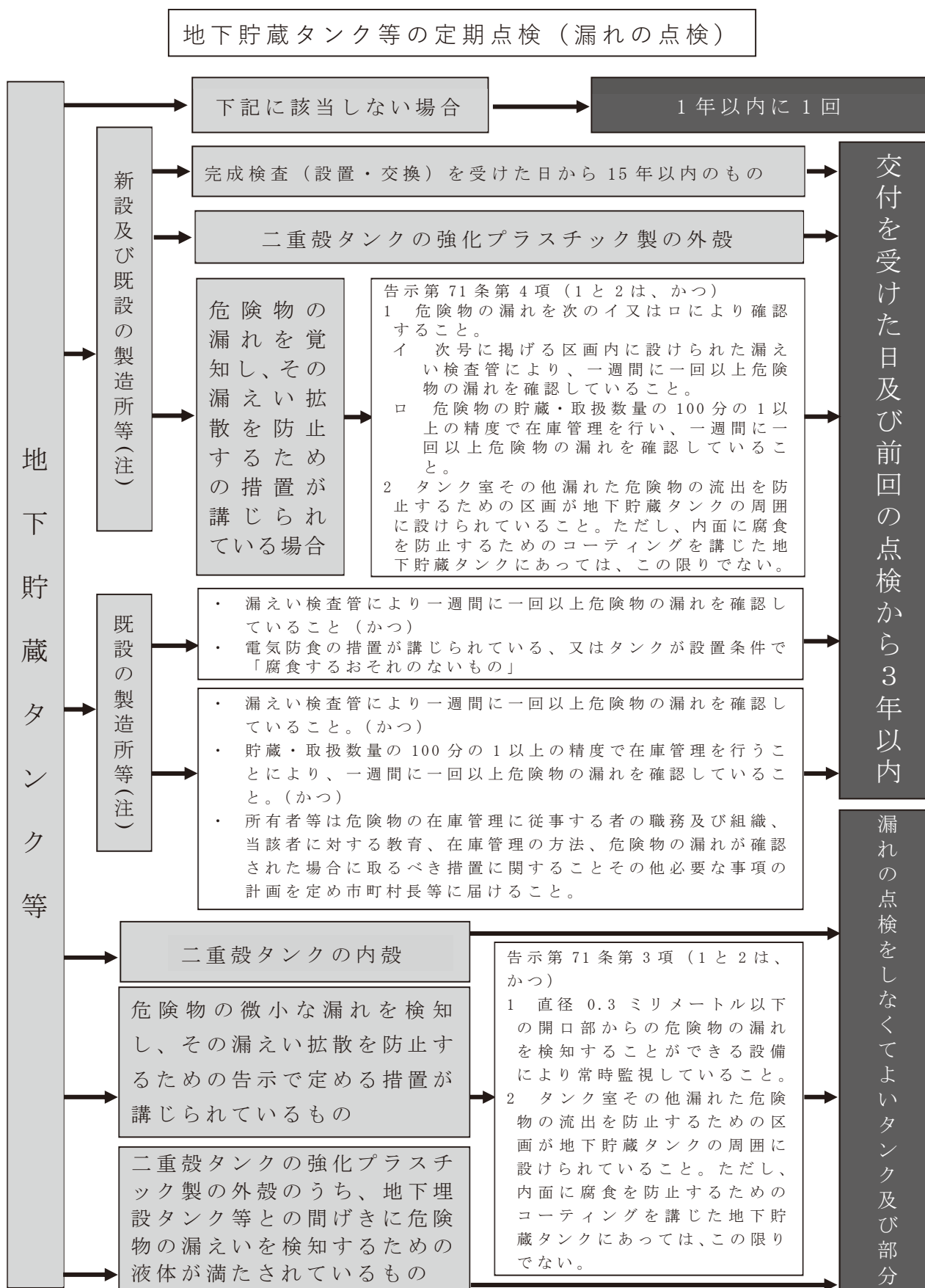
不備があった場合、点検結果に×を記入するとともに、措置内容及び措置年月日を記入する。

不備があり、改善が完了した場合、「×」を「⊗」にし、処置内容、処置年月日を記入する。

接地抵抗値、防食電位等は計測が必須。計測値と計測年月日を記入する。

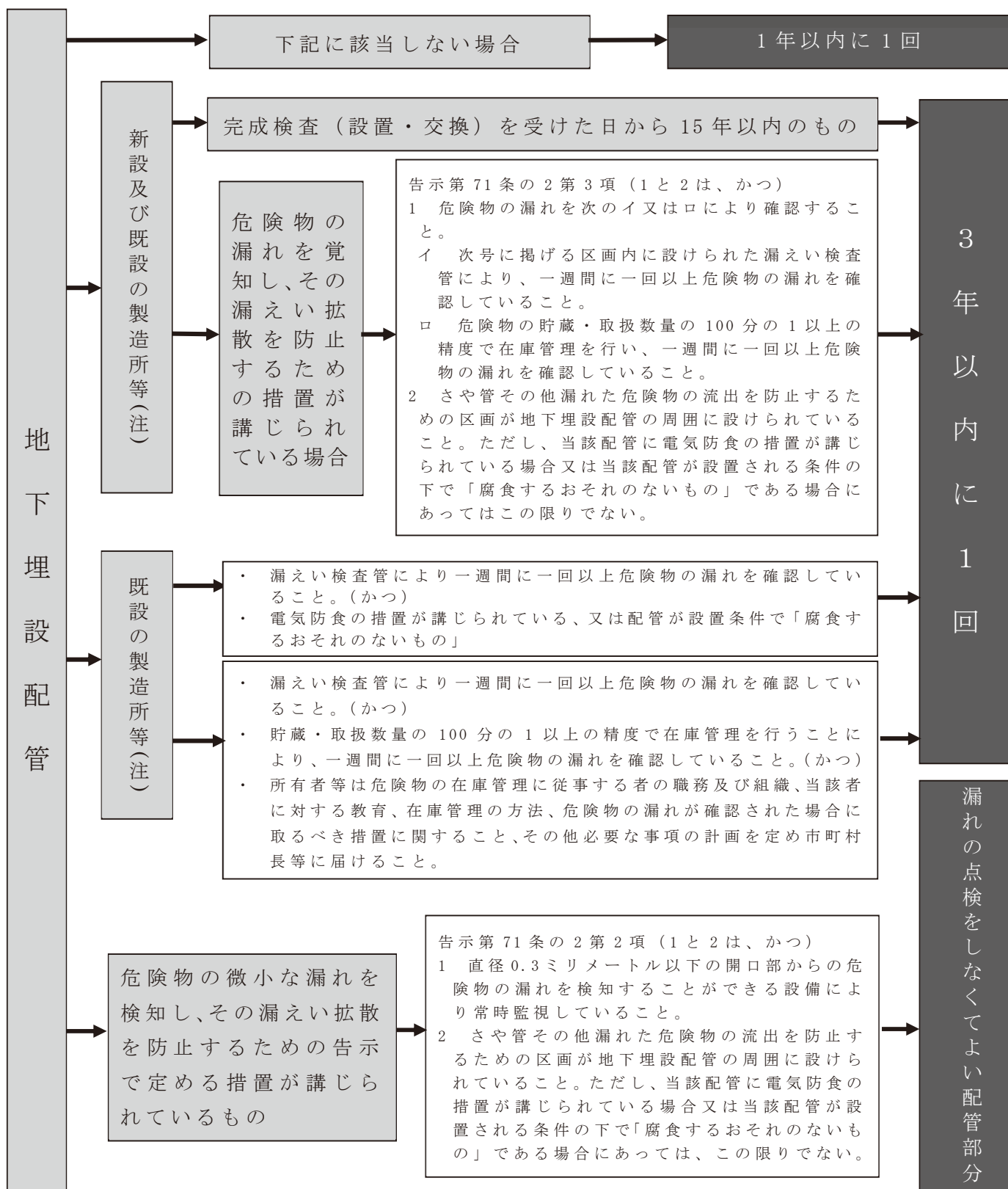
非該当設備の点検項目には斜線を記入する。

地下貯蔵タンク及び 地下埋設配管の漏れの点検について（早見表）



注： 既設の製造所等とは平成16年4月1日に現に消防法第11条第1項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた製造所、貯蔵所又は取扱所です。

地下埋設配管に係る定期点検（漏れの点検）



注： 既設の製造所等とは平成16年4月1日に現に消防法第11条第1項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた製造所、貯蔵所又は取扱所です。

地下貯蔵タンクの流出防止措置について（早見表）

地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻タンクのうち、設置年数、タンク外面保護の塗覆装の種類、設計板厚から「腐食のおそれが特に高い地下タンク」又は「腐食のおそれが高い地下タンク」に判定されるものは、流出防止措置が必要になります。（下表参照）

現時点では対象となっていないものであっても年数の経過により措置が必要となります。

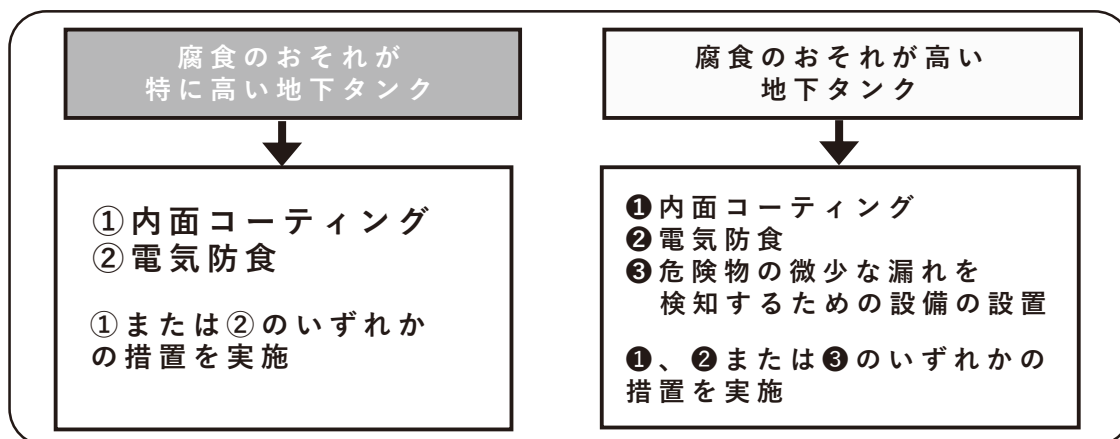
なお、令和 8 年度に設置年数が 20、30、40、50 年に達する地下貯蔵タンクは、設置時の完成検査年月日がそれぞれ平成 18 年度、平成 8 年度、昭和 61 年度、昭和 51 年度のものとなります。

タンク区分判定表

外面保護	設置年数 設計板厚	20 年以上 30 年未満	30 年以上 40 年未満	40 年以上 50 年未満	50 年以上
	アスファルト	4.5 mm 未満	高い	高い	特に高い
4.5 mm 以上 6.0 mm 未満			高い	高い	特に高い
6.0 mm 以上				高い	特に高い
モルタル	4.5 mm 未満		高い	高い	特に高い
	4.5 mm 以上 6.0 mm 未満			高い	特に高い
	6.0 mm 以上 8.0 mm 未満				特に高い
	8.0 mm 以上				高い
エポキシ又は タールエポキシ	4.5 mm 未満			高い	特に高い
	4.5 mm 以上 6.0 mm 未満				特に高い
	6.0 mm 以上				高い
FRP	4.5 mm 未満			高い	特に高い
	4.5 mm 以上 12.0 mm 未満				高い
	12.0 mm 以上				

※ 設置年数：埋設時の許可に係る完成検査年月日を起算日とした年数

必要な流出防止措置

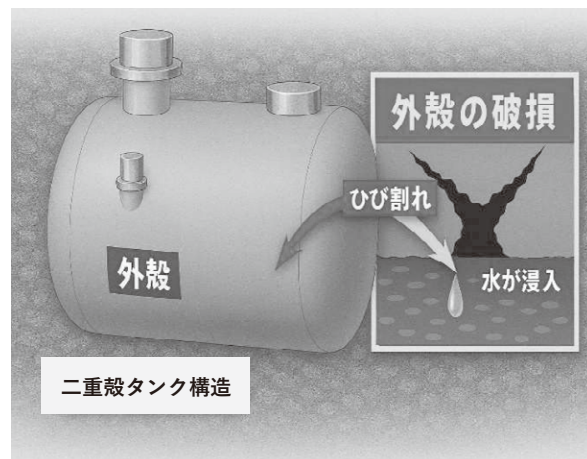


地下貯蔵タンクの点検

名古屋市内において・・・

令和7年度、鋼製強化プラスチック二重殻の地下貯蔵タンク外殻が破損する事案が2件発生しました。

いずれの事案も、定期点検(漏れの点検)や漏洩検知装置の発報により破損が発覚したものであり、人的要因により破損が起きたものではありません。



こうした破損事故をいち早く見つけるためにも法定の**定期点検**の確実な実施と、**日常点検**の実施をお願いいたします。

漏洩にいち早く気づくために・・・

漏洩にいち早く気づくためには、日常の点検において以下の部分を確認しましょう。

① 在庫数量の確認

…液面計や計量棒で測った残量と入庫・出庫量から計算した残量を計算する

② 漏洩の確認

(一重殻タンク) …定期的に漏洩検査管により油分や異物の付着状況を確認
(二重殻タンク) …漏洩検知装置において異常の有無を確認

③ マンホール・スラブ周囲の確認

…亀裂・破損・損傷がないか目視確認

④ 事業所周囲の排水溝の確認

…排水溝等に油が浮いていないか、異臭がないかを確認

危険物まめ知識（ナトリウム）

◆ ナトリウムは水との接触を避ける！

ナトリウムは金属光沢を帯びた物質で、ナイフで切れるほど柔らかい金属です。空気中ではすぐに酸化されて光沢を失い、時間の経過とともに炭酸ナトリウムの被膜に覆われます。

比重は約 0.97 と水より軽く、また、水と接触することにより激しく反応し、発火する危険があるため、通常は灯油などの中で保存されます。

このように、ナトリウムは水との接触により、空気中で発火する性質があるため、消防法で第三類の危険物（自然発火性物質及び禁水性物質）に指定されています。



ナトリウム

◆ 爆発は水素が原因ではない！？

ナトリウムが水と接触すると、化学反応により水素が発生し、同じくその反応熱により水素が発火し、そのあと爆発するという現象が起こります。この実験は理科の授業などで周囲を驚かさず定番のようなもので、実際に見たことがある方も多いのではないのでしょうか。

しかし、この爆発現象は、水素ガスが発火することに起因するものと長らく考えられてきましたが、そうではないということ

を、今から約 10 年前の 2015 年に、チェコ共和国の研究チームが明らかにしました。この爆発は、水と接触したナトリウムが電子を放出してプラスとなり、このとき反応熱で液体となったナトリウムは水との接触面積を増大させ、プラス同士のナトリウム原子の電氣的反発が連続して起こり、結果クーロン爆発（※）が発生するというものです。

その爆発現象が水素の爆発でないことは、アルゴンなどの不活性ガスで満たされた、酸素の存在しない環境下でも引き起こされることでも確認されています。

※クーロン爆発：原子（分子）が短時間で複数の電子を失ったときに、正の電荷を持った原子が相互に反発して爆発的に解離する現象

参考 「nature ダイジェスト」2015 年 4 月号、「現代科学」2015 年 10 月号、岩波書店 理化学大辞典（第 5 版）



石油中に保管されたナトリウム





ガイドライン改訂の背景

2024年8月8日宮崎県に発生した日向灘地震により「南海トラフ地震臨時情報」が初めて発表されましたが、企業対応にばらつきが生じました。この経験を踏まえ、「安全確保」と「事業継続」の考え方をより明確にするため、2025年8月にガイドラインが改訂されました。

主な改訂内容

- ・各主体が防災対応の検討をしやすくするため、章立てを再構成
- ・南海トラフ地震臨時情報の基本的な考え方を記載 など



ガイドライン改訂の概要

【臨時情報が発表されたら】

臨時情報区分	方針	企業に求められる主な対応
巨大地震注意	日頃の備えを確認 事業継続	危険作業や津波影響作業の点検／すぐに避難できる体制の確認／安否確認体制の準備
巨大地震警戒	人命最優先	事前避難対象者への配慮／業務停止や縮小の判断／安否確認の即時実施

危険物施設として備えること

- ・緊急時の行動（点検方法など）の方法を確認、共有
- ・地震発生時の各施設の危険性を再検討



名古屋市公式ホームページにてご利用できます！



～令和7年度より電子申請が可能になった届出～

- ・ 仮貯蔵仮取扱い承認申請
- ・ 軽微な工事届
- ・ 予防規程制定変更認可申請
- ・ 内部点検期間延長届
- ・ 共同防災組織設置（変更）届
- ・ 新基準適合届
- ・ 少量危険物指定可燃物等貯蔵取扱い開始（変更）届
- ・ 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届
- ・ 休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請
- ・ 休止中の特定・準特定屋外タンク貯蔵所の再開届
- ・ 特定・準特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届
- ・ 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請
- ・ 休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請
- ・ 石油コンビナート等災害防止法関係事故報告書
- ・ 防災業務実施状況報告書
- ・ 防災規程制定（変更）届出書
- ・ 防災要員及び防災資機材等の現況届

～ホームページより来署の予約が可能となった届出～

- ・ 危険物製造所等設置変更許可申請
- ・ 危険物製造所等仮使用承認申請
- ・ 危険物製造所等完成検査申請
- ・ 完成検査済証再交付申請
- ・ 取下書
- ・ 危険物製造所等設置変更取止届
- ・ 保安検査申請
- ・ 保安検査時期変更承認申請
- ・ 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請
- ・ 特定防災施設設置届
- ・ 震災時危険物仮貯蔵仮取扱等事前計画書

～注意点～

- ・ 電子申請の場合は、副本をお返しすることができません。
⇒ 副本のお返しをご希望される方は、消防署窓口又は郵送にて届け出をしてください。
検査済証や許可証等においても窓口にて直接手交となりますのでご注意ください。
- ・ 電子申請システムにより受付を行った事実の確認が必要な場合は、処理完了電子メールまたは電子申請システムの申請詳細画面をコピー、印刷または保存をしてください。
- ・ ご利用の際には メールアドレス・LINE アカウント・Google アカウントのいずれかが必要になりますのであらかじめご了承ください。

簡単で便利だわー！



電子申請をご利用の方はこの QR コードを読み取り、手続きをしてください！

申請・届出に係る手数料の納付に

キャッシュレス決済

はじめました

をご利用いただけます

簡単・便利

支払い明細書を発行できます

対象となる申請・届出

- ・危険物関係(消防法、石油コンビナート等災害防止法)
 - ・火薬類取締法関係 ・高圧ガス保安法関係
 - ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係
- ※「名古屋市消防関係事務手数料条例」に掲げるもの

利用できる決済方法

クレジットカード VISA MasterCard JCB DinersClub AmericanExpress	コンビニ セブンイレブン ミニストップ ローソン ファミリーマート セイコーマート デイリーヤマザキ/ヤマザキデイリーストア	ペイジー ネットバンキング ATM
--	---	-------------------------

決済の流れ

- ① 手数料の納付にキャッシュレス決済を利用する旨お伝えください。
- ② 受付職員から申請手数料額や決済フォームリンク先の URL などをメールでお知らせします。(事前にメールアドレスと決済方法をお聞きします。)
- ③ 決済フォームから手数料を納付いただきます。

※紙の申請書・届出書による手続きに伴う手数料の納付は、引き続き現金の決済も可能です。

【お問い合わせ先】

名古屋市消防局
予防部規制課

(危険物担当)

052-972-3549
00kikenbutsu@fd.city.nagoya.lg.jp

(火薬・高圧ガス担当)

052-972-3553
00hoan@fd.city.nagoya.lg.jp

消 防 署 一 覧

消防署	郵便番号	住所	電話番号	(FAX)
千種消防署	〒464-0016	千種区希望ヶ丘 二丁目 6-21	764-0119	(752-1119)
東 消防署	〒461-0003	東区筒井一丁目 8-30	935-0119	(937-4468)
北 消防署	〒462-0026	北区萩野通 2-1	981-0119	(915-0119)
西 消防署	〒451-0066	西区児玉二丁目 25-22	521-0119	(532-0119)
中村消防署	〒453-0821	中村区大宮町 1-53	481-0119	(483-0119)
中 消防署	〒460-0008	中区栄一丁目 23-13	231-0119	(222-0119)
昭和消防署	〒466-0015	昭和区御器所通 2-16-1	841-0119	(842-0119)
瑞穂消防署	〒467-0811	瑞穂区北原町 3-17	852-0119	(852-6223)
熱田消防署	〒456-0015	熱田区高蔵町4-9	671-0119	(681-0119)
中川消防署	〒454-0911	中川区高畑一丁目 224	363-0119	(362-0119)
港 消防署	〒455-0031	港区千鳥一丁目 11-19	661-0119	(653-0119)
南 消防署	〒457-0038	南区桜本町 24	825-0119	(822-6133)
守山消防署	〒463-0055	守山区西新 11-8	791-0119	(793-0119)
緑 消防署	〒458-0021	緑区滝ノ水四丁目 2007	896-0119	(891-0119)
名東消防署	〒465-0056	名東区野間町 40	703-0119	(703-0104)
天白消防署	〒468-0015	天白区原五丁目 2506	801-0119	(806-0119)

消防テレホンサービス……………電話 050-5536-1838

(防火・防災の情報はじめ、どこで火災や事故が起きているのかなどの情報をお伝えしています。)

人と、社会と、 タツノ。

社会は日々変化し、人々の暮らしもまた大きく姿を変えていきます。

そんな時代の変化に向き合いながら、

私たちはエネルギーインフラを支える技術で、

未来の生活をよりよくするための取り組みを進めています。

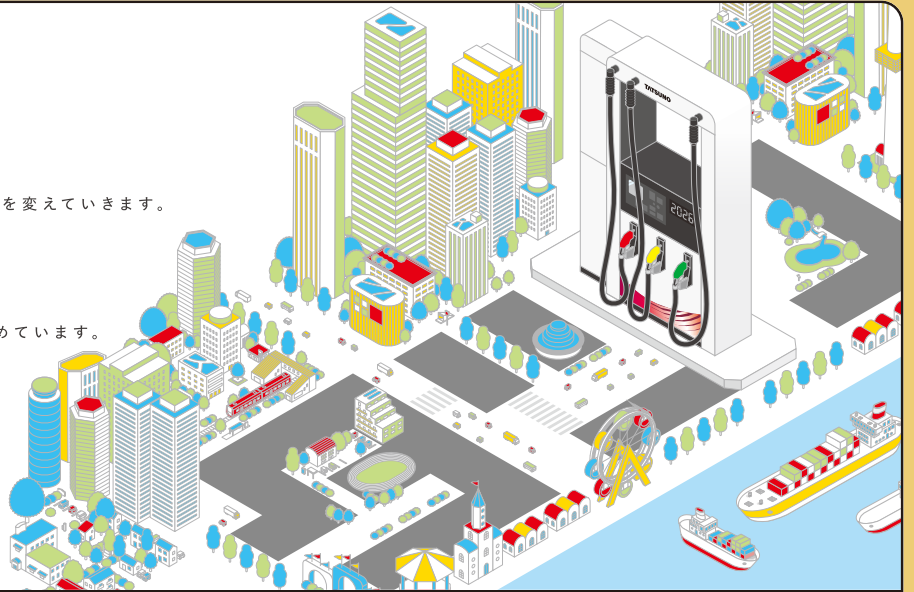
いまの安心も、これからの安心も、

そのどちらも大切に。

タツノは、社会を支え、

未来へつなぐ企業であり続けます。

TATSUNO



株式会社 タツノ

中部支店 / 〒461-0040 名古屋市東区矢田 3-2-25 050-9000-2345

<https://tatsuno-corporation.com>

富山・金沢・福井・高山・岐阜・多治見・豊橋・安城・四日市・津



改正消防法適合品



災害時対応などの
ネットワーク
機能を追求

入水や漏えいの早期発見はSKK

じわい
磁歪式デジタル・スーパービジョン

DSV X-3 PAT.

地震による停電時でも、簡易漏えい点検が可能。
万一の場合でも、在庫量の変動をチェックできるので安心です。

資源エネルギー庁による設置補助対象製品

- タンク液相部の法定圧力検査が不要!
- タンク内への入水や漏えいを素早く検知!
- 災害発生時でもスマホで警報メールを自動生成可能!

世界初



タンク在庫量簡易表示機能

国内実績No.1



DIGITAL SUPERVISION®

災害対応型高精度液面計



DSV X-3

SKK 信頼と技術で未来へ
昭和機器工業株式会社

■名古屋支店 / 〒453-0066 名古屋市中村区砂田町3丁目18 TEL.052-411-7782
■営業本部 / 〒152-0002 東京都目黒区目黒本町2丁目9-5 TEL.03-3716-5777 (代)
■本社 / 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前4丁目33-32 TEL.092-431-5131 (代)

支店・営業所/東京・大宮・大阪・札幌・青森・仙台・金沢・岡山・広島・高松・松山・福岡・鹿児島・沖縄 工場/太宰府・福岡



上記広告は、名古屋市が推奨するものではありません。広告内容に関する質問は、広告に掲載された連絡先にお問い合わせください。